

死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手
続制度の創設に関する基本方針

2019年（令和元年）10月15日

日本弁護士連合会

当連合会は、第59回人権擁護大会（2016年10月7日）で決議した「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（以下「福井宣言」という。）で、国に対し、死刑制度を廃止すること及び死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討することを求め、代替刑について「刑の言渡し時には『仮釈放の可能性がない終身刑制度』、あるいは、現行の無期刑が仮釈放の開始時期を10年としている要件を加重し、仮釈放の開始時期を20年、25年等に延ばす『重無期刑制度』の導入を検討すること。ただし、終身刑を導入する場合も、時間の経過によって本人の更生が進んだときには、裁判所等の新たな判断による『無期刑への減刑』や恩赦等の適用による『刑の変更』を可能とする制度設計が検討されるべきであること。」を提案している。

これを踏まえ、当連合会は、2019年1月18日理事会において、死刑制度の廃止に伴い代替刑として導入すべき刑の種類は、「仮釈放の可能性がない終身刑制度を導入するべきである。ただし、例外的に一定の時間の経過に加えて本人の更生が進んだときには、恩赦の適用とともに、主として裁判所の新たな判断による無期刑への減刑などを可能とする制度を併せて採用するべきである。」とする基本的方向性を確認した。そして、刑の変更の可否を審理する制度設計や、無期刑に減刑するための要件について、更に検討すべきとした。

この度、死刑制度廃止のための法改正の要点及び仮釈放の可能性のない終身刑を導入する場合の無期刑（無期懲役刑と無期禁錮刑の総称として使用する。）に減刑するための制度について議論を重ね、法改正の要点並びに死刑の代替刑及びその減刑手続制度の内容に関して検討すべき主な事項をまとめ、当連合会の基本方針として策定するとともに、今後の検討の参考とするために「減刑手続制度の内容に関する主な検討事項（案）」を提示するものである。

第1 基本方針

1 死刑制度廃止に向けての基本方針

当連合会は、刑法第9条に規定する刑の種類から「死刑」を削除し、また、

死刑の執行方法を定める同法第11条を削除するとともに、そのほか刑法を含む全ての法令において犯罪に対する刑罰として定められた刑種としての「死刑」を全て削除するほか、関係法令に定められた死刑に関する規定の削除又は改正を目指す。

2 死刑の代替刑として導入する刑の基本方針

刑の種類として死刑を廃止することに伴い、その代替刑として、仮釈放の可能性のない終身刑を新たな最高刑として導入し、死刑制度廃止の時点における死刑確定者及び以後の死刑に相当する犯罪に対して適用する刑とすることを目指す。

3 減刑手続制度を創設するための基本方針

仮釈放の可能性のない終身刑から、例外的に仮釈放の可能性のある無期刑に刑の変更（以下「減刑」という。）を認める手続制度を設けることを目指す。

4 減刑手続制度の内容に関する主な検討事項

(1) 減刑手続制度の法形式

(2) 減刑手続を担当する機関

(3) 裁判所の管轄及び裁判体

① 事物管轄

② 土地管轄

③ 裁判体の構成

(4) 減刑手続の申立権者

(5) 減刑手続申立ての要件

① 申立てができる開始時期

② 申立ての障碍事由

(6) 審理の方式と判断の形式

① 審理の方式

② 判断の形式

(7) 減刑判断のための検討要素の資料提出に関する定め

① 終身刑受刑者の改善・更生状況の判断のための資料提出方法

② 被害者遺族等の意見陳述権

(8) 付添人

(9) 判断に対する上訴

第2 基本方針策定の理由

1 死刑制度廃止に向けて

当連合会は、福井宣言において、2020年までに死刑制度の廃止を目指す
と宣言した。

死刑制度の廃止を宣言した以上、その実現に向けた方針や方向性を示すこと
が必要であるところ、まず、死刑制度廃止の具体的内容は、刑種を定めている
刑法第9条から「死刑」を削除すること、これと併せて同法第11条の死刑執
行方法に関する規定を削除することが出発点であり、更に各種の犯罪に規定さ
れている刑の中から刑種としての「死刑」を削除すること及び死刑に関する
法令の改廃を行う必要がある。これらの実現を目指すことを基本方針の1とし
て策定する。

2 死刑の代替刑として仮釈放の可能性のない終身刑を導入することについて

当連合会は、福井宣言において、死刑の代替刑として「刑の言渡し時には『仮
釈放の可能性がない終身刑制度』、あるいは、現行の無期刑が仮釈放の開始が可
能となる時期を10年経過後としている要件を加重し、仮釈放の開始可能時期
を20年、25年等に延ばす『重無期刑制度』の導入を検討すること」を提案
した。

死刑制度の廃止に伴う代替刑を検討するに当たっては、国家が刑罰権を行使
できる根拠や、刑罰に関する憲法上の制約を踏まえた上で、その代替刑として
どのような刑罰があり得るのかを考える必要がある。さらに、死刑制度を廃止
することに伴って導入すべき代替刑として、できるだけ多くの国民が許容でき
る内容のものを提案することが必要である。

以上を前提とした場合、死刑が科されるような犯罪に対する究極の刑罰は、
現時点においては、仮釈放の可能性のない終身刑（刑事収容施設及び被収容者
等の処遇に関する法律上の受刑者として処遇。）であると考えられる。重無期刑
は、仮釈放が可能となるまでの期間が長くなるとはいえ、仮釈放の可能性が法
律上は一体として認められているもので、量的な意味での違いはあるものの現
行の無期刑と基本的に変わるころはない。そこで、現行の無期刑とは質的に
異なる仮釈放の可能性のない終身刑を新たな最高刑として提案することとした
ものである。死刑制度の廃止の時点における死刑確定者及び以後の死刑に相当

する犯罪に対しては、仮釈放のない終身刑が適用されることとなる。この提案は、2014年に実施された世論調査の結果から見ても、多くの国民にも許容されるものと考えられる。

以上により、死刑の代替刑として仮釈放の可能性のない終身刑を基本方針とするものである。

3 仮釈放の可能性のない終身刑から無期刑への減刑手続制度を創設することについて

(1) 我が国における刑罰制度は、憲法で保障する適正手続に基づき（憲法31条）、残虐でない刑罰（同法36条参照）とする必要がある。そして、残虐な刑罰の意味について、最高裁判所は、「不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味する」と判示している（最高裁昭和23年6月23日判決・刑集第2巻7号777頁）。そのため、仮釈放の可能性のない終身刑が、現在においても憲法で禁止する残虐な刑罰ではないと言えるのかどうかをまず明らかにしておくことが求められる。

(2) 仮釈放の可能性のない終身刑の判決を受けた受刑者（以下「終身刑受刑者」という。）は、無期刑の判決を受けた受刑者（以下「無期刑受刑者」という。）が仮釈放の可能性があると異なり、仮釈放の可能性がないということに決定的な差がある。

死刑の代替刑として仮釈放の可能性のない終身刑を導入するとしても、終身刑受刑者が刑事施設において処遇を受けることにより、自ら犯した犯罪に対して反省・悔悟し、再度社会内で生活することを認めてもよいと評価できる状態になり得ることを否定することはできない。そのため、仮釈放の可能性のない終身刑を刑罰として導入するとしても、再度の社会生活を送ることができるか評価されるような終身刑受刑者を生涯刑事施設に拘禁し続け、社会復帰の可能性を全く認めないという刑罰を憲法解釈として残虐な刑罰に該当しないと言えるのか、人権諸条約の規定や解釈から見て国際的に許容されていると言えるのか、疑問が拭い去れない。

(3) 当連合会が、憲法上の問題を指摘される可能性のある仮釈放の可能性のない終身刑の導入を提案するのは、現実に死刑判決が下されて、死刑の執行が行われている現状を踏まえるなら、国民の多くが許容する可能性がある刑罰制度の改正案を一刻も早く提案し、死刑制度を廃止することが重要であると考えることによる。

そこで、刑罰として一定期間の自由の拘束を行い、その間、施設内での処遇、終身刑受刑者の人としての改善状況を判断して、例外的に無期刑（仮釈放の可能性のある刑罰）への変更が認められる制度があれば、改善状況によっては仮釈放の可能性も出てくるのであるから、憲法や人権諸条約に違反しないと評価され得ると考える。例えば、ヨーロッパ人権裁判所の2013年7月9日「ヴィンター対英国事件」の判決では仮釈放の可能性のない終身刑はヨーロッパ人権条約に反するとしている（なお、その後、同裁判所は、「ハッチンソン対英国事件」において、ヴィンター判決後の国内判例による情勢変化を理由として同条約違反の状態は解消されたとしたが、ヴィンター判決による基準自体はなんら変更されていない。）ことが参考になる。すなわち、無期刑への減刑手続制度の導入を仮釈放の可能性のない終身刑の導入と併せて提案し、社会内で生活ができる可能性のある制度を新たに創設することで、憲法や人権諸条約上の疑義を解消するものである。

(4) なお、減刑手続制度は、減刑申立時に仮釈放が可能かどうかを判断するものではない。仮釈放の判断は、あくまで無期刑受刑者として受刑している者に対する判断である。したがって、減刑するかどうかの判断は、無期刑受刑者として少なくとも10年以上服役することにより、地方更生保護委員会による仮釈放の判断を受けさせてもよいかどうかを判断するものであり、減刑の判断時はもとより将来の仮釈放をも保障するものではない。また、現実の無期刑受刑者に対する仮釈放の運用を見ても、仮釈放される可能性は極めて少ないので、減刑されたとしても簡単に仮釈放されて社会に復帰できるということにはならない。

4 減刑手続制度の内容に関する主な検討事項について

恩赦によらない減刑手続制度は、我が国で初めて導入する制度となるため、処遇の在り方を含め種々の意見があり得るところ、本基本方針においては、減刑手続制度の内容に関する主な検討事項に限って提案する。そしてさらに、今後の具体的な検討の参考とするため、その参考資料を提示することにより、今後、当連合会のみならず、国民や立法機関・行政機関の中でも充実した議論が行われ、早期に法律の整備が図られることを目指すものである。

5 恩赦の検討について

福井宣言では、時間の経過によって本人の更生が進んだときには、恩赦の適

用による「刑の変更」を可能とする制度を検討すべきとも述べている。恩赦法上、受刑者の恩赦請求権を認めていないほか、恩赦を認めない判断に対して争う方法が規定されていないということもあり、恩赦による減刑を求めることには一定の限界がある。終身刑受刑者の社会復帰が可能となる制度が複数存在することは許容され得ようが、司法権に対する例外制度である恩赦制度の改正については、終身刑受刑者の恩赦申立権など、更なる検討を積み重ねていくものである。

以上のとおり、当連合会は、死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針を策定し、併せて、減刑手続制度の内容に関する主な検討事項について、別紙のとおり、参考資料を提示するものである。

なお、この参考資料は、「仮釈放の可能性のない終身刑制度」を導入する際の減刑手続制度について、イメージを具体化し、今後、当連合会の内外において進められる議論に資するものとして提示するものであり、もとより全ての検討事項や意見を網羅したものではない。当連合会は、本基本方針で述べた減刑手続制度について、今後とも内外の議論の中で更に検討を進めていくものである。

以上

当連合会は、「死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針」を策定し、死刑制度の廃止に伴う仮釈放の可能性のない終身刑の導入と同時に減刑手続に関する制度を創設すること、及び、法整備上検討が必要と思われる主な事項を提案した。ただ、この検討事項に関する具体的内容については当連合会においていまだ確定するまでには至っていない。そこで、現時点で考えられる検討内容を「減刑手続制度の内容に関する主な検討事項（案）」として提示し、検討の参考に供するものとする。

今後、当連合会のみならず、国民や立法機関・行政機関の中でも検討事項について充実した議論が行われ、早期に法令の整備が図られることを目指すものである。

第1 主な検討事項

- 1 減刑手続制度の法形式
- 2 減刑手続を担当する機関
- 3 裁判所の管轄及び裁判体
 - (1) 事物管轄
 - (2) 土地管轄
 - (3) 裁判体の構成
- 4 減刑手続の申立権者
- 5 減刑手続申立ての要件
 - (1) 申立てができる開始時期
 - (2) 申立ての障碍事由
- 6 審理の方式と判断の形式
 - (1) 審理の方式
 - (2) 判断の形式
- 7 減刑の判断のための検討要素の資料提出に関する定め
 - (1) 終身刑受刑者の改善・更生状況の判断のための資料提出方法
 - (2) 被害者遺族等の意見陳述権
- 8 付添人
- 9 判断に対する上訴

第2 検討事項と説明

1 減刑手続制度の法形式（単行法とすべきか刑事訴訟法等現行法の改正とすべきか）

(1) 現行の刑事訴訟法は、刑事事件につき刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現すべきことを定めている（刑事訴訟法第1条）。仮釈放の可能性のない終身刑が宣告される刑事裁判の手続は、この刑事訴訟法に基づいた審理と判決の言渡しである。そこで、仮釈放の可能性のない終身刑の判決を無期刑に変更する減刑手続制度も、刑事訴訟法に新たに追加して規定するという方法も考えられる。

(2) 今回の提案にかかる制度は、刑罰一般についての減刑手続を定めるものではなく、仮釈放の可能性のない終身刑という1つの刑種に絞ったものである。また、その判断の対象となるものは、犯罪事実の存否あるいは認定された犯罪事実に対する刑そのものについて量刑判断を行うものではなく、一定の受刑期間を経過し、受刑開始後の処遇等の結果、終身刑受刑者の更生状態に基づいて、社会復帰の可能性のある無期刑に減刑することの可否について判断するものである。

以上のことからすると、減刑手続制度は、仮釈放の可能性のない終身刑から無期刑への減刑という特別な制度の手続を定めるものであるから、刑事訴訟法の改正よりも単行法として規定することが適切であるとの考えもある。

(3) なお、いずれの法形式によるかは別として、新たな法律制度を創設する理由を明確にするため、「刑事事件につき刑罰法令の適用として仮釈放の可能性のない終身刑（死刑の代替刑として規定された仮釈放の定めがない終身にわたる自由刑）の判決を受けた受刑者（以下「終身刑受刑者」という。）に対して、時の経過並びに受刑者の改善・更生状態に応じて、その刑罰を無期刑に変更する裁判に関する手続を定める」旨を、法律制度の目的として掲げておくべきであるといえる。

2 減刑手続を担当する機関（裁判所か、行政機関か）

仮釈放に対する判断は、行刑上の判断として、地方更生保護委員会において審議されている。そこで、減刑手続について、どの機関が担当することになるのかを検討する必要がある。仮釈放が刑の執行に関する行刑上の問題であるのに対し、減刑手続制度は、仮釈放の可否を判断するものではなく、国家の司法権の作用である刑事判決の刑を変更するものである。したがって、これは司法権の作用として裁判所の手続において行われる必要がある。それ以外の機関が

司法作用を担うことは憲法上予定されていないと考えられるからである。なお、裁判所法第3条第1項では、「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。」と規定されているところ、一旦裁判所から宣告された刑を変更する判断は、法律において特に定める権限に該当するものとして裁判所の権限に属するものと考えられる。つまり、減刑手続は、国家刑罰権の行使として、終身刑受刑者が社会内で生活するという一身的な権利（利益）を終身剥奪するという司法判断が下されたにもかかわらず、時の経過と受刑中の態度等を判断材料として、将来において地方更生保護委員会における仮釈放の審査を受けさせることを認めるか否かを判断する特別な制度であるから、裁判所の審理による判断が必要な手続であると考えられ、先に確認された基本方針もこの立場に立っている。

3 裁判所の管轄及び裁判体

(1) 事物管轄（裁判所法で定める地方裁判所を第一審の管轄裁判所とするか、高等裁判所とするか）

① 減刑手続の対象となるものは、時の経過だけではなく、終身刑受刑者の受刑開始後減刑申立時期までの受刑状況（悔悛しているか、更生意欲があるか等）から無期刑受刑者として受刑することで地方更生保護委員会の仮釈放の審査を受けさせてよいかどうかを判断するものである。そのため、判断の検討要素となる改悛の情有無や程度並びに更生意欲の有無や程度など事実認定が必要になることから、事物管轄については、第一審の裁判所として事実認定を行うことが妥当と考えられる。通常は、簡易裁判所あるいは地方裁判所が第一審の裁判所とされるが、過去の裁判所の判断の変更を行う裁判であることからすると、終身刑受刑者に対する刑事裁判の事物管轄を有する地方裁判所による判断を求めるのが適切であると考えられる。

② 減刑手続制度は特別な手続であること及び判断の統一性を図る必要があるといった理由で、高等裁判所に事物管轄を与えるべきとの意見もある。

(2) 土地管轄（申立時において当該記録が存する地を管轄する裁判所とするか、終身刑受刑者が収容されている刑事施設が所在する地の（地方）裁判所を、第一審の管轄裁判所とするか）

① 仮釈放の可能性のない終身刑の判決を下した地方裁判所に対応する検察庁の検察官において刑事記録が保管されていることを考慮して（刑事確定

訴訟記録法第2条第1項関連),当該記録が存する地を管轄する裁判所とする考え方がある。

② 他方,前述したように審判の対象となる事項は,終身刑受刑者の受刑期間と受刑開始後の状況により将来無期刑受刑者として地方更生保護委員会による仮釈放の審査を受けさせてよいと判断できるかどうかである。つまり,犯罪事実の成否等を判断した犯行当時あるいは量刑を判断した判決時の状況ではなく,受刑開始後の事実関係を判断する以上,終身刑受刑者が服役している刑事施設が存する地に所在する裁判所が,関係書類や終身刑受刑者本人を含めた関係者からの事情聴取を行う上でも適当であるとの意見がある。

③ また,記録の存する地の裁判所若しくは終身刑受刑者の受刑している土地の裁判所のいずれにも土地管轄を認め,申立人に選択させることにすべきとの意見もある。

(3) 裁判体の構成(裁判体は,裁判員の参加した合議体によるか,参加しない合議体によるか,単独裁判官によるか)

① 裁判所法第26条第2項2号では,死刑に当たる罪については,地方裁判所の合議体で審理することとされており,また,裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「裁判員法」という。)第2条第1項1号では,死刑に当たる罪に係る事件については,裁判員の参加する合議体による審理が求められている。

また上訴審は,高等裁判所及び最高裁判所においていずれも合議での審理とされている(裁判所法第9条第2項,第18条第1項)。

これらの規定においては,死刑制度が廃止された後は,その「死刑」はいずれも「仮釈放の可能性のない終身刑」と改正されているものと考えられる。

このことからすると,仮釈放の可能性のない終身刑の減刑手続において減刑判断を行う裁判体については,単独裁判官による判断,合議体による判断,裁判員の参加した合議体による判断のいずれによるべきなのかを検討しておく必要がある。

② 裁判員法に基づく裁判は,「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ものとして導入されたものである。裁判員裁判は,犯罪事実の認定と量刑の判断を行うものであるが,その裁判員裁判で審理されて下した刑罰について後日減刑する場合にも,裁判員が関与することが裁

判員裁判を導入した目的と整合するとの意見がある。

- ③ この点、減刑手続制度は、犯罪の成否に関する事実認定を覆すものではなく、また、当初の量刑自体の判断を否定するものではない。一定の受刑期間経過後、終身刑受刑者に対する処遇による反省・悔悟状況を含め、仮釈放の可能性のある無期刑受刑者として今後処遇してよいかどうかの判断を行うものである。つまり、受刑開始後の事実認定を伴うものではあるが、時の経過等による刑の変更の是非を問うものであり、既に実施された刑事事件そのものに対する判断が行われるものではない。このことからするならば、減刑手続の判断に当たり、裁判員の関与がなくても裁判員法の導入目的に反するものとは言えず、(裁判員が参加しない)合議体によるとの意見がある。
- ④ 単独裁判官による判断とするとの考え方もあるが仮釈放の可能性のない終身刑の判決が合議体で下されることとの均衡からして、この減刑判断は合議体で行うことが妥当ではないかと考えられる。

4 減刑手続の申立権者（①終身刑受刑者本人，②終身刑受刑者の配偶者，直系血族及び兄弟姉妹，③終身刑受刑者を収容する刑事施設の長，④検察官）

- (1) 本提案にかかる減刑手続制度は、仮釈放の可能性のない終身刑が残虐な刑罰であるとの疑問が生じ得る刑罰であることから、憲法の禁止する残虐な刑罰との評価を避け、また、人権諸条約の解釈上及び国際機関からの条約違反との評価を避けるため、受刑者本人による仮釈放の可能性のある無期刑に変更する申立ての権利を認めるものである。
- (2) さらに、終身刑受刑者が自ら申立てを必ず行うとは限らないことから、保釈の請求権者の範囲（刑事訴訟法第88条第1項参照）に照らして、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹に申立権を認めて社会復帰の可能性に向けた道を確保しておくべきであると考えられる。
- (3) また、終身刑受刑者が収容されている刑事施設の長は、日常的に終身刑受刑者の状況を把握できる立場にあり、矯正処遇を行っている立場から見て減刑手続を行う時期にあると判断することは可能であるから、刑事施設の長も申立権者に加えるべきと考えられる。
- (4) 検察官に申立権を認めるのは、公益的見地から申立てを行うべき状態であるにもかかわらず、誰も申立てを行わずこれを放置しておくことは、法治国家としては許されないと考えて、検察官にも申立権を付与すべきであると考え

えられる。

5 減刑手続申立ての要件

(1) 申立てができる開始時期（申立てができる開始時期は、仮釈放の可能性のない終身刑の判決確定後、満10年くらいとするか、満20年経過を基本として定めるか。なお、減刑後、仮釈放審査の対象とされ得るのは、刑法の規定上、更に10年以上の経過を要する。減刑手続制度の創設に当たり、この10年以上の経過を要する点も併せて改正すべきであるとの意見もあり得るが、一応、現行法のこの要件を前提として議論する）

① 減刑を認める手続を考えるに当たり、減刑申立てのための期間を設けないということは、無期刑と同等の期間の経過で仮釈放の可能性を認めることにもつながり、両刑種を設けたことについて説明がつきにくいという、国民からの理解も得られないのではないかと考えられる。他方、この申立てが可能となる期間を長期間とすればするほど、残虐な刑罰との評価が行われやすくなる。

そこで、この要件を検討するために次のような点に留意すべきである。

② 減刑手続制度により刑種が仮釈放の可能性のない終身刑から無期刑に変更されるということは、それぞれ別の刑種のため、受刑期間については、同じ自由刑であったとしても通算されないと考え、無期刑に変更されその執行が開始された場合、無期刑に対する仮釈放が可能となる期間も、その無期刑に変更された時から進行するとするものである。このことは、減刑手続の申立てが可能期間の経過があり、無期刑に刑が変更されたとしても、変更後更に10年経過しなければ、無期刑受刑者として仮釈放の可能性はないということにするものである。こうすれば、減刑申立てが可能期間及びその後の10年は、少なくとも受刑者として刑の執行を受けることになる。

そして、終身刑受刑者が、少なくとも有期刑の最長30年と同じ期間は受刑するものとおかなければ、多くの国民の理解が得られないのではないかと考えられるところ、そうであるならば減刑手続を行うために必要な期間については、少なくとも20年という期間を設けるべきという意見がある（これにより、無期刑への変更から更に10年経過しないと仮釈放審査の対象と認められないということになり、仮釈放審査のためには法的には少なくとも30年の経過が必要ということになる。）。この意見につ

いては、一般的に無期刑受刑者が30年を経過しなければ仮釈放されないという現行の運用を考えると現行の無期刑と変わらないとの批判もあり得る。そこで、法的にはそれでは短いと考えもっと長期にすべきという意見もあり得よう。ただ長期にすると前述したように残虐な刑罰との評価が行われることにつながる可能性があり得る。

- ③ 他方、それでは長すぎるということから、無期刑の2倍の期間で仮釈放の可能性を与えるべきであるとの意見もある。この場合は、減刑の申立ての期間は10年ということもあり得る。

以上のとおり、減刑手続の申立てを行うことができるまでの期間については、種々の意見がある。

- (2) 申立ての障碍事由（終身刑受刑者が、現に刑事事件の捜査・公判中でないこと、減刑申立てに対する判断が下された後の申立ては、その判断の確定後一定の期間が経過していることなどの障碍事由を設けるか）

- ① 終身刑受刑者が再審請求中である、あるいは、懲罰中であるといった場合、さらには、終身刑受刑者の収容施設内における行為が問題とされ、犯罪捜査中であるとか、現に公判中であるといった場合に、申立てを認めるかどうかを検討する必要がある。

減刑申立ては、犯罪の成立を争わないで刑の変更を求めるものであり、再審請求は確定判決により認定された犯罪の成立を争うものであることから、両申立ては、一見矛盾した行動であるので両立させることはできないのではないかという考え方もあり得る。しかし、服役中の者が再審請求を行うことは当然認められていることなので、再審請求中でないことを減刑申立ての要件とすることは適切ではないとも考えられる。

また、懲罰中であるかどうかについても、懲罰自体いろいろな事由によって行われるものであり、懲罰中という事由をもって減刑申立てを認めない要件とすることは適切ではないとも考えられる。

- ② 終身刑受刑者が、現に刑事事件の捜査・公判中でないことを障碍事由とするかどうかについては、施設内での行為が問題とされ犯罪捜査が行われる、あるいは現に刑事裁判中であるといった場合でも、減刑申立てを幅広く認め、その判断の中でこれらの事情を検討すればよいという考え方を採るなら、これらのないことを申立要件とする必要はない。他方、減刑すべきかどうかの判断に当たっては、問題とされた行為に対する判断も検討対象となるのであるから、その前提として当該行為に対する判断が下される

必要があるということも考えられる。

- ③ 終身刑受刑者あるいはその他の申立権者に複数回の申立てを認めるかどうかは一つの検討問題である。1回の行使を認めるだけでは社会復帰の可能性が損なわれる事態も発生する。また、仮釈放の可能性のない終身刑は、文字どおり死亡するまで拘禁する刑であるが、人間が更生する可能性は死亡するまで存する。そして、時の経過を経た後は、いずれの時期であっても社会復帰できるものであればこれを認めることが個人を尊重する社会といえる。そこで、例えばある時期における申立てにおいては減刑を認めるだけの状況ではなかったとしても、その後の矯正処遇により無期刑受刑者として、仮釈放の審査の対象としても良いと判断される状況に達することはあり得るので、申立回数を制限する必要性はないと考えられる。

また、減刑の判断が示されなかったということは更なる矯正処遇が求められたということであるから、更なる矯正処遇のために一定期間の服役が必要であると考えられる。この更なる処遇期間がどの程度必要かということについては、今後の検討を要するところであるが、2年間を一応のめどとする意見がある。

6 審理の方式と判断の形式

(1) 審理の方式（審判手続とすべきか）

公開法廷で審理された刑事裁判に対する判決を変更するには、同様に公開法廷での審理を経なければ減刑判断に対する信頼を得ることができないと考えるのか、あるいは、審理過程の公開までは求められていないと考えるならば、非訟事件（民事の家事審判事件、刑事の少年事件や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律等）として「減刑審判手続」とすることも考えられる。減刑手続制度は、実質的には刑罰の執行過程における問題でもあり、さらに、減刑判断の検討要素としては、終身刑受刑者の受刑開始後の生活態度や人との交流状況等終身刑受刑者のプライバシーに関する事実が提供されるため、公開手続にするとプライバシー侵害の問題も発生し得る。また、更生状況等の事実が検討要素とされるものであるが、これらの事実について厳格な手続の中で主張・立証責任を伴うものとして手続を構築する必要性も見出しがたいところである。

減刑判断で必要とされる検討要素の判断については、裁判所あるいは裁判官による一定程度の裁量の幅が必要なものなので、裁量の幅が広く認められ

る審判手続とすることが望ましいことから、審理方式は審判手続と考えられる。

(2) 判断の形式（判決，命令，決定によるか）

裁判官の判断形式としては、判決以外に決定や命令がある。審理の方式として審判手続をとることを前提として、基本的には決定という判断形式とすることが考えられる。

7 減刑判断のための検討要素の資料提出に関する定め

(1) 終身刑受刑者の改善・更生状況の判断のための資料提出方法（減刑判断に必要な検討要素の資料について検察官の提出義務を定めるか、これと併せて、審理過程において終身刑受刑者の内心状態を鑑定することができる制度に関する規定を設けるか）

① 判断に必要な検討要素（例えば改悛の情や更生意欲等）の資料は、終身刑受刑者やその配偶者及び兄弟姉妹はほとんど管理していないと考えられるため、審判廷に提出することはできない。判断に必要な刑事施設における生活状況（外部交通状況も含む）や懲罰原因、懲罰内容や時期、処遇成績や作業状況等については、ほとんどが刑事施設に存するものである。これらの資料について、減刑申立権がある終身刑受刑者本人（あるいは配偶者及びその兄弟姉妹）に提出させること又は証拠請求させることは、時間的に不経済であることから、減刑の申立てが行われたときは、検察官は、国側の関係資料の保持者として速やかに裁判所に提出すべき義務がある旨の規定を設けるべきと考えられる。

こうした書面等の資料のほかに、審判に必要な資料提出権、例えば、終身刑受刑者に対する尋問や減刑判断のために必要な情報を有している者（被害者遺族等を含む。）に対する参考人申請権等も手続上規定しておくべきであろう。

② また、終身刑受刑者の精神的・身体的状況等を判断の検討要素とすることを明確にすべきである。終身刑受刑者であっても個人として尊重されるのは憲法上当然のことであり、この要請に反してその拘禁中に個人としての尊厳に触れるような扱いが行われていたとするならば、終身刑受刑者の精神あるいは身体にその影響が表れたとしてもおかしくはない。こうした状況があったとすると、それは終身刑受刑者本人の責任ではなく、減刑の判断に当たり、終身刑受刑者の不利に取り扱われないようにするために、

明文をもって検討要素と明確にすべきであると考えられる。そして、終身刑受刑者の心理状況や精神状態及び身体状態を調査するための鑑定制度の導入についても規定すべきであろう。これらについては、専門家の知見も聴く必要があるからである。

(2) 被害者遺族等の意見陳述権（被害者遺族等の審判廷での意見陳述のための権利を認め、意見陳述の機会を設ける制度を導入すべきか）

① 仮釈放の可能性のない終身刑を無期刑に減刑する判断を行うに当たり、終身刑受刑者の更生状況だけではなく、被害者遺族等の意見も考慮する必要があるかどうか、さらに、被害者遺族等からの意見を聴取するに当たり、意見陳述権として意見を述べる権利までを創設しておくべきかどうかということも、被害者感情等を考えた場合に検討すべきである。無期刑受刑者の仮釈放の審査に当たって被害者等の意見を聴取する扱いが採られているが、減刑判断に当たっても同様な事情があると考えられるからである。

② 被害者遺族等の感情は、終身刑受刑者本人の更生状況とは直接的な関係はないが、刑罰制度を設けている理由として、応報感情も考慮されているということを前提とするならば、被害者遺族等の意見を全く無視することは刑罰制度に対する信頼性を損なうことになる。そのため、被害者遺族等の意見も考慮する必要があると考えられる。一方、被害者遺族等の意見に拘束されるということ認めるのは、終身刑受刑者本人の更生状況にかかわらず減刑判断を裁判所が下せないということになり、減刑申立権を認めたと趣旨に反することになるので、仮に意見陳述権ないし機会を認めたとしても、その効果については慎重に検討しなければならない。

8 付添人（終身刑受刑者は、付添人選任権が認められるべきであるか）

仮釈放の可能性のない終身刑を無期刑に減刑する手続は、憲法上の問題や人権諸条約上の疑義を解消すべく終身刑受刑者の権利として認められるものである。憲法上の刑事被告人ではないので、終身刑受刑者に弁護人を付けることは、直ちに憲法上の要請があるとは言い難い。しかし、終身刑受刑者にとっては重要な権利に関する裁判であるため、これを実質的に保障する必要があるとあり、終身刑受刑者を擁護する代理人（付添人）の選任権を認めるべきであると考えられる。

9 判断に対する上訴（可とすべきか否か）

(1) 減刑申立てを退ける決定に対しては、終身刑受刑者には不服申立権を認め、減刑する旨の決定に対しては、検察官は不服申立てができないものとする意見が考えられる。

終身刑受刑者にとってみれば、減刑の申立ては権利行使の場面であり、無期刑に減刑が行われるか否かということは、個人の利益に重大な影響のあることである。そのため、減刑が認められないときは、不服の申立てを可とし、高等裁判所あるいは最高裁判所での判断を仰ぐ機会を保障する必要があると考えられる。このため、終身刑受刑者の不服申立権については制限を設けないとするものである。

(2) 他方、仮釈放の可能性のない終身刑から無期刑への減刑判断が下されたときは、検察官はこの判断に対して不服申立てを行うことができないとの規定を設けるべきものとするのが考えられる。減刑制度は、終身刑受刑者の社会復帰の可能性を探るためのものであり、刑が変更されたとしても、終身刑受刑者が直ちに社会復帰するものではない。そのため、刑罰権の作用が大きくゆがめられたと評価されるものではないので、無期刑に減刑されたとしても国に不服申立権を認める必要性はないと考えられる。社会復帰するためには、更に地方更生保護委員会の審査を経る必要があり、そこで吟味されて仮釈放の可否が決定されるので、刑罰権の適正な行使は保障されていると考えられるからである。

以上